

最低生活費 WG の経過報告

日本女子大学 岩田正美

1 最低生活費 WG の経過

○最低生活費 WG*は、おもに実態生活費（家計調査）によるアプローチと、合意基準または合意形成方式による理論生活費アプローチの2つの可能性を検討している。7月までに、(1)岩田らが現在文科省科研費で行っている家計調査結果に基づく実態生活費アプローチによる最低生活費試算、(2)1950年代の実態生活費アプローチによる分析の検討、(3)慶応義塾大学で行われた調査票ベースの合意方式による分析、(4)社会保障研究所で行われた2003年保護課家計簿・生計簿調査分析の検討を行う。

○本年8月には、英国ラフバラ大学のMIS(Minimum Income Standard)を作成しているチームの一人を招聘し、3日間のトレーニングを受ける。その後で、日本でのMISアプローチの可能性を検討する。

*このWGは、岩田の他、阿部彩、埋橋隆文、重川純子、山田篤祐 岩永理恵の6名で構成されている。

2 実態生活費アプローチの試算例（若年単身世帯）

○1の(1)による家計調査結果**に基づく実態生活費アプローチによって、若年単身世帯（首都圏在住）の最低生活費の試算を行った。これはあくまで現段階のパイロット・スタディとしての調査結果に基づく試算例である。

**この調査は、科学研究費補助金による『「流動社会」における生活最低限の実証的研究』の一環として行われた。以下の試算は、村上英吾、松本一郎、岩永理恵、鳥山まどかとの共同作業で行った。

○データ：2008年11月調査2008.若年単身世帯50（47）

2009年6月東京チャレンジネット利用者34（24）

括弧内が有効票71

1ヶ月家計調査、および生活状況調査。ワーキングプアなどを対象とする相談機関、社会団体などを介して呼びかけ、それに応じた単身者対象。

男性が48（67.6%）、女性が23（32.4%）。年代別に見ると、20歳代が約半数の34（47.9%）、30歳代が22（31.0%）、40歳代が14（17.9%）、無回答が1（1.4%）であった。「収入のある仕事をしている」が64（90.1%）、「していない」が7（9.9%）、うち仕事を探しているのが4であった。仕事をしている場合の雇用形態は、「正規職員・正社員」16（25.0%）、非正社員は46（71.8%）であった。非正規の内容は「臨時・パート・アルバイト」19（29.7%）、「派遣社員」13（20.3%）「契

約社員・嘱託」9 (10.9%)、「日雇派遣」3 (4.7%)「日雇」2 (3.1%) であった。

○算定の方法と手順

①中心となる用語の定義

★調整可処分所得（可処分所得 B）：

通常の生活では、毎月の収入だけでなく、ある程度長期の収入見込みや借金返済などを視野に入れて家計運営を行うが、1ヶ月の家計調査はこの点で限界がある。これをできるだけ調整するために、

可処分所得+実収入外収入-実支出外支出=調整可処分所得（可処分所得 B）とする。

★ 住宅費と光熱水費を合計したものを生活基盤費と名付ける。以下に述べるように、単身者の生活はこの基盤費が基礎となっている。

★ 家賃を親や会社から補助されている場合やルームシェアの世帯が存在している。この影響を排除するために

調整可処分所得（可処分所得 B）-生活基盤費=可処分所得 C

消費支出-生活基盤費=消費支出 B とする。

★調整前の可処分所得から生活基盤費引いたもの=可処分所得 D とする。

★変動係数

家計費目グループ毎にその散らばりをみるために変動係数=標準偏差÷平均値を用いる。

② 7 1 世帯のうち、最低生活算定の根拠となる生活構造の確認のため、モデルとしての自立賃貸層を抽出する。モデル世帯には以下を除く。

- ・親からの家賃補助やルームシェア、労働住宅居住者。
- ・食費が 2 万円以下または 10 万円以上
- ・住居費 3 万円以下
- ・交通費 10 万円以上（該当者なし）
- ・その他の支出が 5 万円以上は除外
- ・可処分所得 C が 40 万円以上は除外

→ モデルとなる世帯は 4 1

③モデル世帯の可処分所得 B と消費支出の関係

モデル世帯の消費支出は、所得階層の高低にかかわらず、上下の分布になっており、約 175,000 円を境に消費支出水準の低いグループと高いグループに分

かれる。(図 1)

図 1 調整可処分所得階層と消費支出

この高消費グループと低消費グループの支出項目ごとの平均値を算出すると、表 1 のようになる。まず、「B 住居」および「C_光熱・水道」は他の項目に比較すると差が小さく、平均レベルで住居費が 5 万円台、光熱水費は 5 千円から 7 千円の幅に収まっている。この賃貸自立層の住居は 1K ないしはワンルームで専用の台所、トイレ、風呂付きが典型であるが、そのような住宅の相場家賃が、ロケーションの違いによる差異はあるが、ある程度固定的であると考えられる。また光熱水費は、公共料金として、その基礎料金が定められており、その調整幅は大きくない。そこで、むしろ生活費の調整は食費を含めた他の項目によって行われているとみることができる。

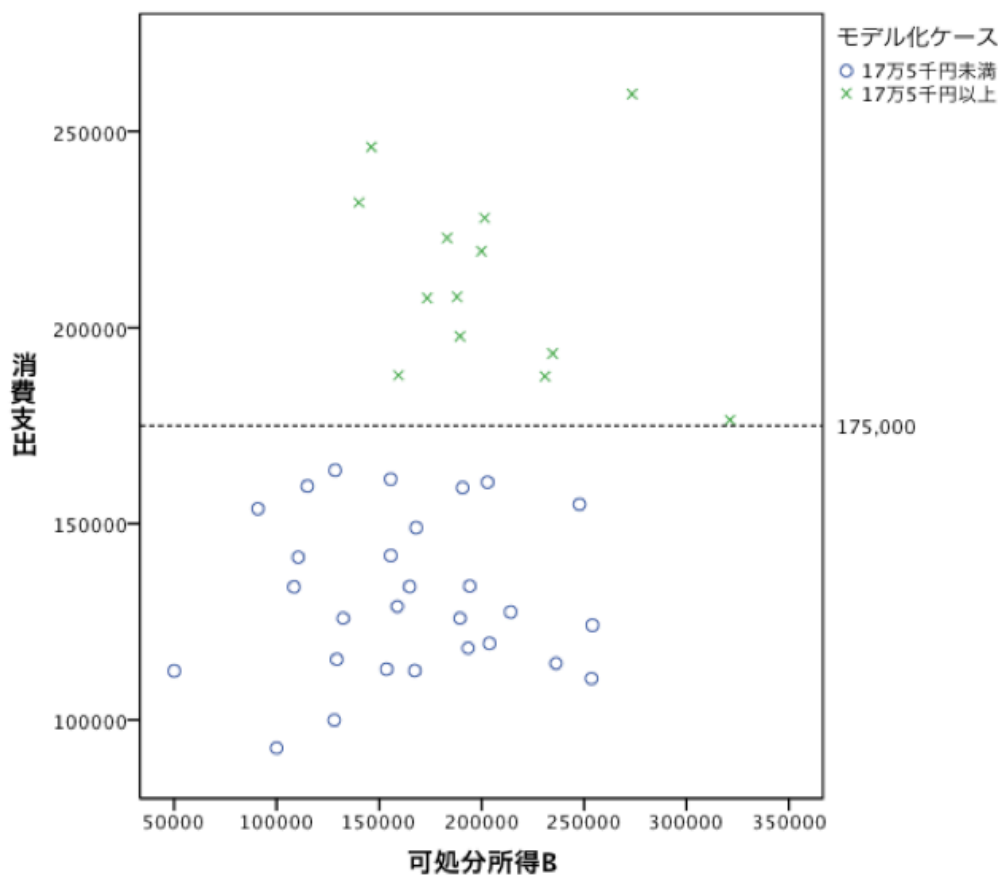


表 1 賃貸自立層の消費構造 (1)

ケース数			A_食費	B_住居	C_光熱・水道	D_家具・家事用品	E_被服・履物	
17万円未満	28	平均値	33,538	52,812	5,884	1,900	2,485	
		標準偏差	9,601	12,667	3,575	2,088	2,920	
		変動係数	0.29	0.24	0.61	1.10	1.18	
17万円以上	13	平均値	55,575	58,510	7,127	6,096	10,705	
		標準偏差	15,252	14,366	4,130	10,104	11,123	
		変動係数	0.27	0.25	0.58	1.66	1.04	
合計	41	平均値	40,526	54,619	6,278	3,230	5,092	
		標準偏差	15,485	13,320	3,754	6,122	7,607	
		変動係数	0.38	0.24	0.60	1.90	1.49	
			F_保健・医療	G_交通・通信	H_教養娯楽	I_その他	K_現物消費	L_実支出外支出
17万円未満		平均値	1,863	20,489	6,991	5,770	2,261	20,393
		標準偏差	5,747	12,870	7,663	5,721	4,436	31,960
		変動係数	3.08	0.63	1.10	0.99	1.96	1.57
17万円以上		平均値	6,782	33,810	21,957	12,218	5,436	18,413
		標準偏差	12,713	18,008	10,645	10,673	9,424	26,740
		変動係数	1.88	0.53	0.48	0.87	1.73	1.45
合計		平均値	3,416	24,713	11,736	7,814	3,268	19,765
		標準偏差	8,724	15,763	11,106	8,093	6,493	30,081
		変動係数	2.55	0.64	0.95	1.04	1.99	1.52

これを、図 2 でわかりやすく示すと、住居費＋光熱・水道費の「生活基盤費」は、平均値で $53,159 + 6,059 = 59,218$ 円。これを基礎としながら、それ以外の費目によって相当な開きの構造となっていると推測できる。17万円未満層は、生活基盤費プラス7万4千円程度の他の支出があるのに対して、17万以上層では、その倍の14万5千円程度の他の支出になっている。

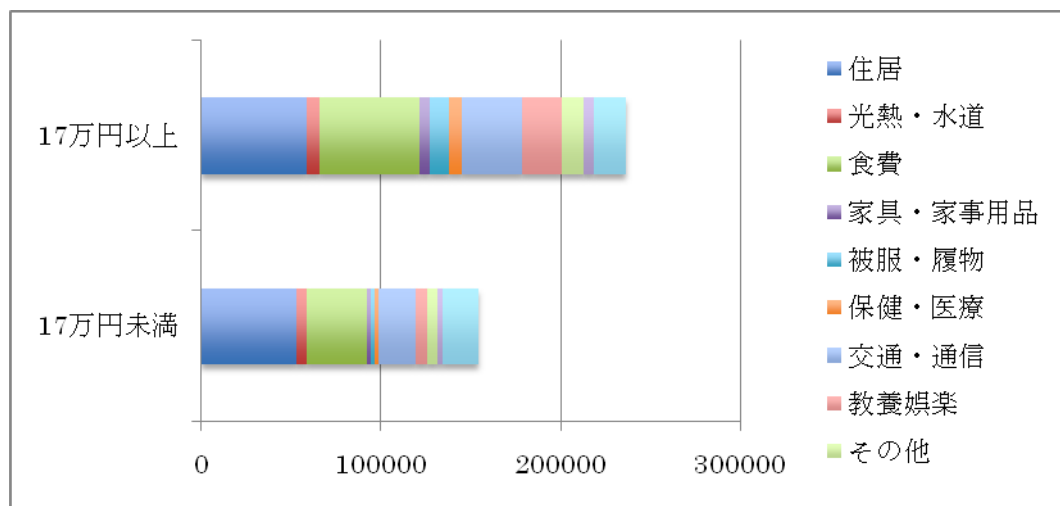


図 2 賃貸自立層の消費構造 (2)

生活基盤以外の消費費目の中にも、それぞれ限界的なレベルがあるであろうが、生活様式の相違や趣味嗜好の差なども反映されている。そこで、生活基盤費以外の消費支出全体として、どの程度のレベルに最低限界を見いだせばよいかを考えることが重要である。

④ この課題のために、生活基盤費を除いた消費支出 B のレベルが、同じく生活基盤費を除いた可処分所得 C の階層別にどのように変化するかをみてみよう。ここでは、住居費の影響を排除しているので、賃貸自立層以外の世帯も含めてケース数を増やし、収入の記入漏れが疑われる可処分所得 C がマイナスケースを除く **67 ケースを対象**としている。

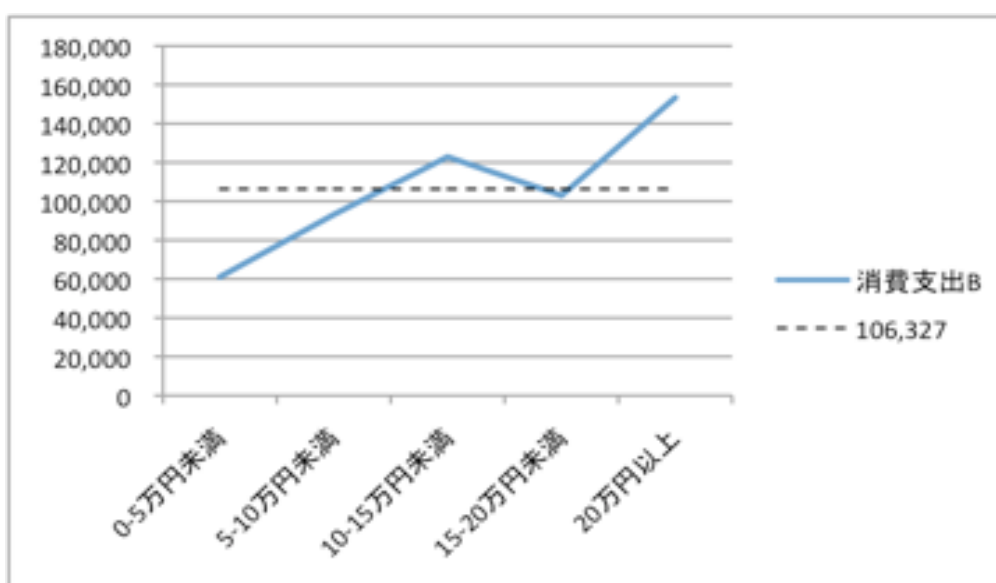


図3 可処分所得 C 階層と消費支出 B

図3で見ると、消費支出 B は、可処分所得 C 階層の 15-20 万層で「抵抗」が生じており、10-15 万円層でやや支出が膨らんでいるが、抵抗水準は 5-15 万円層まで続いている。ここで「抵抗」というのは、所得の低下にも関わらず一定の生活水準維持が試みられていることを示し、すなわち、これを最低限と見なすことが可能である。今 5~15 万円の消費支出 B の平均額 104,790 円を補助線（点線）で引いてみると、抵抗線はこの点線上にあることがわかる。

⑤今、この「抵抗」の存在に加えて、黒字赤字の分岐点にも着目してみよう。黒字赤字は、可処分所得 C では調整されてしまっているので、調整前の可処分所得から生活基盤費を除いた可処分所得 D と消費支出 B で確認する。図は、この可処分所得 D 階層別の消費支出 B と黒字額 D を示している。黒字額 D は 5-10 万円未満でほぼ収支が一致し、10-15 万円層でやや黒字となっている。そこで、

5-15 万円層の消費支出 B を加重平均すると 105,601 円となるが、図ではこれを点線で示している。この水準は、可処分所得 D 階層別の消費支出の「抵抗点」である 109,688 円とほぼ同水準であることがわかる。

表 2 可処分所得 C 階層と消費支出 B

	サンプル数	可処分所得C	消費支出B
0-5万円未満	8	34,542	61,078
5-10万円未満	18	76,122	93,152
10-15万円未満	20	122,312	122,857
15-20万円未満	15	168,346	102,971
20万円以上	6	322,430	153,344
合計	67	127,650	105,778

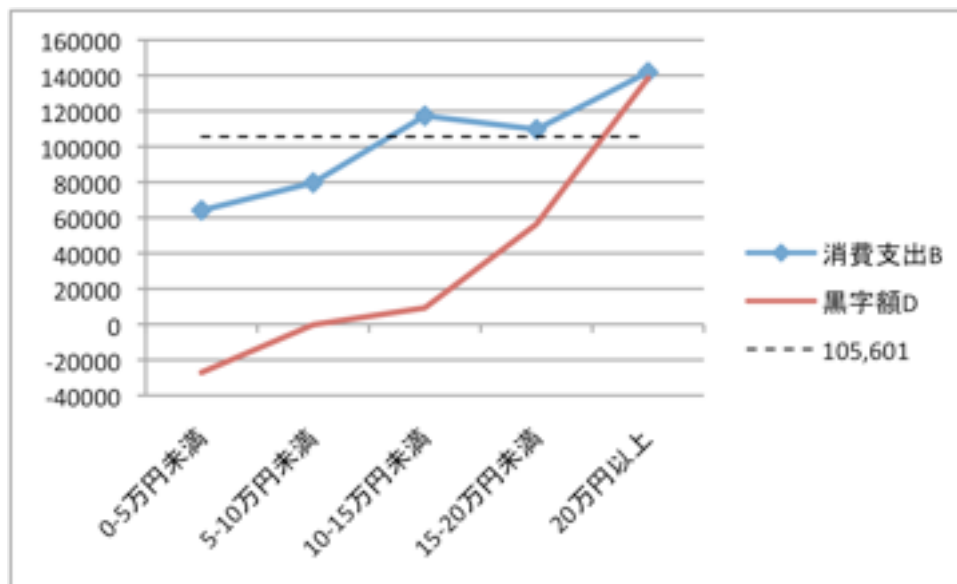


図 4 可処分所得と消費支出 B による黒字額

表 4 可処分所得 D と消費支出 B および黒字額

		可処分所得D	消費支出B	黒字額D
0-5万円未満	4	37,053	64,147	(27,094)
5-10万円未満	16	79,443	79,677	(235)
10-15万円未満	20	126,530	117,287	9,241
15-20万円未満	17	166,040	109,688	56,351
20万円以上	9	280,410	141,852	138,560

⑤ 以上から、今回データの範囲での試算としては、若年単身者の最低生活費を次のように考えることができよう。

★可処分所得 C の 5-20 万円の消費支出 B の平均額 106,327 円（補助線）を採用した場合

生活基盤費 60,897 円 + 106,327 円 = 167,224 円 + 税・社会保険料

★可処分所得 D の 5-15 万円の平均値（黒字赤字分岐点）を採用した場合

生活基盤費 60,897 円 + 105,601 円 = 182,075 円 + 税・社会保険料

ただし、この数値それ自体については、あくまで今回調査の試算の範囲内のことであり、今後より大きな調査によって確かめられる必要がある。

⑥ 地域的展開

地域差は、生活基盤費に最も高く出ると考えられるので、地域ごとの展開は、

★（地域ごとの生活基盤費） + 上記消費支出 B + 税・社会保険料 となる。

ただし、消費支出 B のレベルの地域差について、更なる検討が必要である。